

情報公開文書

当院の薬事委員会で下記の医療が承認されました。

対象となる方から同意をいただくことに加えて、病院ホームページで情報公開することにより投薬を実施しています。

本件について同意できない場合やご質問がある場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。なお、本件について同意できない場合でも診療において不利益を被ることはありません。

記

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射カリウム製剤の使用
本医療の対象となる方	輸液量の制限等が必要で、添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者
承認日	2024 年 11 月 18 日 産業医科大学病院 薬事委員会 承認
対象期間	承認後から永続的に使用
対象診療科	全診療科
目的・意義	低カリウム血症の治療は、通常内服でカリウムの補充を行います。重症の場合や内服困難な場合には注射製剤を使用します。注射カリウム製剤については、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈して使用することとされています。しかし、輸液量の制限等が必要な場合や速やかな補正が必要な場合には、添付文書の規定を逸脱し高濃度で使用する場合があります。
想定される不利益と対策	高濃度での注射カリウム製剤の投与により、予想よりカリウム値が上昇したときに不整脈や心不全を来す恐れがあるため、急速な投与にならないように輸液ポンプを使用し、心電図モニタを付け異常が見られれば減量や中止をします。
使用条件	・輸液ポンプと心電図モニタの使用を必須とする ・継続指示に輸液ポンプと心電図モニタの使用のコメントと、患者へ適応外である旨を説明し承諾を得たことを IC 欄に記載する ・添付文書に記載される速度（20mEq/hr）、1 日最大投与量（100mEq/日）を超えない ・シリンジポンプを用いた高濃度カリウム製剤の投与は別に規定された内容に従う
問い合わせ先	産業医科大学病院 各診療科担当医 代表：093-603-1611

2024 年 11 月 26 日 初版情報公開